

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～16 [略]</p>	<p>附 則 1～16 [略] <u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例)</u> 17 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者その他人事委員会が定める者が存する病院、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として人事委員会が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は、適用しない。</u> 18 前項の手当の額は、作業1日につき3,000円（<u>新型コロナウイルス感染症の患者その他人事委員会が定める者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の範囲内で人事委員会の定める額とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。